

第 1 章 世界及び日本の環境を取り巻く動向

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景・目的

私たち胎内市民は、山から川、海へと至る豊かな自然の恵みを受けながら、自然と共生した生活を営んできました。第 2 次胎内市総合計画のまちづくりの基本理念で掲げる「自然が活きる、人が輝く、交流のまち“胎内”」のもと、環境の保全に向けた様々な施策や活動に取り組んでいます。2011 年 3 月には、「胎内市環境基本計画」を策定し、「未来へ繋ぐこの奇跡 よどみない美しい環境を守り ともに育てていくまち「胎内」」を望ましい環境像に掲げ、市民・事業者・市の協働による住みよいまちづくりを展開してきました。

しかし、古より自然美の象徴として「白砂青松」とうたわれた海岸線は、海岸侵食が激しく、松林は松くい虫被害に蝕まれているなど、かつての美しい自然環境が損なわれつつあります。また、母なる川として本市の名称の由来になっている胎内川は、近年清流が蘇りつつあるものの、さらに水質を高めていくことが重要な課題となっています。このような自然環境に関わる課題に対しては、専門的知見も集積し、長期的な視点に立って、解決に向かっていかなければなりません。

一方で、国際的な社会情勢も大きく変化しており、2015 年に、「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」において、新たな気候変動対策に関する法的文書として、「パリ協定」※が採択されるとともに、国連総会では、2030 年に向けた、持続可能な開発目標（SDGs）※を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されています。また、資源やエネルギーの大量消費による環境破壊、地球温暖化、自然災害による資源の減少、海洋プラスチックごみ等の廃棄物問題など、さまざまな環境問題に直面し続けています。私たちは、こうした問題・課題に対して、環境政策を通じた環境・経済・社会の統合的解決を図り、資源やエネルギーに過度に依存していた大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会活動やライフスタイルから脱却し、将来にわたって持続可能な社会※を実現するとともに、それを次世代へと引き継いでいかなければなりません。

本計画は、胎内市環境基本計画の計画期間の終了に当たり、胎内市環境基本条例第 8 条に基づき、同条例第 3 条に定められた環境の保全及び創造に関する基本理念の実現に向けた、環境施策の総合的かつ計画的推進を継続することを目的とし、刻々と変化する社会情勢や深刻化する環境問題に対応すべく、今後 10 年を見据えた「第 2 次胎内市環境基本計画」を策定するものです。

※の用語は、資料編「用語の解説」をご覧ください。

2 環境を取り巻く動向

(1) 国の第5次環境基本計画 (2018年4月策定)

今後の環境政策の方向性として、「経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からイノベーションを創出することが重要です。また、環境保全上の効果を最大限に発揮できるようにすることに加え、諸課題の関係性を踏まえて、経済・社会的課題の解決(同時解決)に資する効果をもたらすようにデザインしていくことも重要です。これらにより、将来に渡って質の高い生活をもたらす『新たな成長』につなげていく。」としています。

また、6つの「重点戦略」を定め、「重点戦略を支える環境政策」を揺るぎなく着実に推進していく必要があるとしています。さらには、「地域循環共生圏」と「環境・生命文明社会」の構築に向けた新たな考え方が示されています。



(2) 持続可能な開発に向けた取組の推進

2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会全体が、人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んでいくことを決意した画期的な合意です。

2030アジェンダの中核を成す「持続可能な開発目標(SDGs)」は、17のゴールと、ゴール毎に設定された合計169のターゲットで構成され、各々の目標が相互に関連し、分野横断的なアプローチが必要とされていることが大きな特徴です。

〈持続可能な開発目標 SDGs17のゴール〉



出典：国連広報センター

(3) 地球温暖化問題への対応

気候変動に関する政府間パネル (IPCC) ※第 5 次評価報告書によると、気候変動に関連すると考えられる干ばつ、洪水、嵐等の災害は、1980 年代に比べ 2000 年代に入ってから増加しており、極端な異常気象、深刻な干ばつによる食料不足、都市部においては暑さによる身体へのストレス、暴風雨、極端な降水が発生するなど、21 世紀に入って毎年のように世界各地で気候変動に関連すると思われる事象が発生しています。

このような状況の中、2015 年 12 月、フランス・パリで開催された COP21 において、法的拘束力のあるパリ協定が採択され、「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を掲げ、日本もパリ協定に参加しました。

我が国は 2015 年、パリ協定や国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、2030 年度の中期目標として、「温室効果ガス※の排出を 2013 年度比 26%削減する」とともに、長期目標として「2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」としましたが、国は 2020 年 11 月に、新潟県は 2020 年 10 月に「2050 年までに温室効果ガスの排出実質ゼロ」を目指すことを表明しました。

また、気候変動に対応するためには、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」を進めることが重要です。このため国は、2018 年 12 月に施行された気候変動適応法に基づいて、現在生じている被害や将来予測される被害の回避・軽減等を図るため、多様な関係者の連携・協働のもと、一丸となって総合的に対策を進めることとしています。

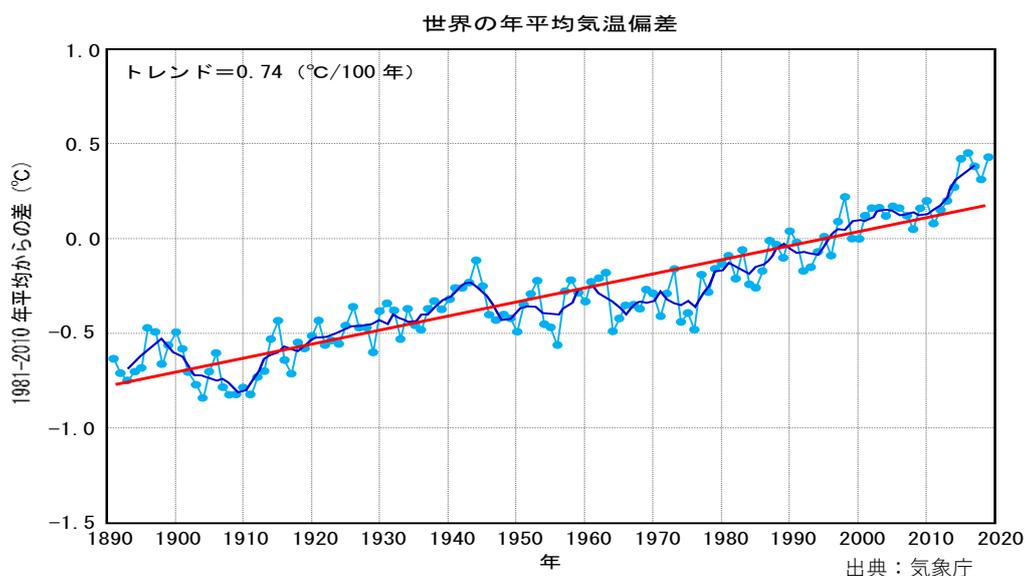


図 世界の年平均気温の変化



動植物の絶滅リスクの増加



マラリア感染地域の拡大



熱帯低気圧の強大化



食料不足

出典：環境省「地球温暖化パネル」

図 地球温暖化の進行による脅威の例

(4) 生物多様性※の危機への対応

国は「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、日本における生物多様性について以下の「4つの危機」に直面しているとしています。

- ・ 開発等人間活動による危機
- ・ 自然に対する働きかけの縮小による危機
- ・ 人間により持ち込まれたものによる危機
- ・ 地球環境の変化による危機

具体的には、開発や乱獲による種の減少、里地里山等の手入れ不足による自然の質の低下、外来種※等の持ち込みによる生態系のかく乱等が大きく影響しており、日本の野生動植物の約3割が絶滅の危機に瀕していると指摘しています。

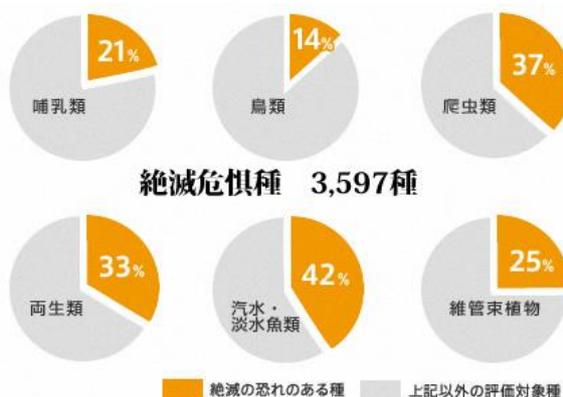


図 日本の野生生物の絶滅の恐れのある種の割合

出典：環境省ホームページをもとに作成

(5) 資源や食料需給のひっ迫、食品ロスへの対応

大量生産・大量消費社会が世界に広がることで、地球規模の人口増加、経済発展、都市化が進行しています。循環型社会※という観点からは、今後、資源価格の高騰、鉱物資源の品位低下だけでなく、不適正な天然資源の採掘や廃棄物からの有用金属の抽出等に伴う環境破壊や健康被害の拡大、資源確保を巡る紛争の発生等の課題が生じることが懸念されています。

さらに、近年では海洋中のマイクロプラスチック※による生態系への影響も懸念されており、国際的にも関心が高まっています。

我が国は食料の多くを海外に頼りながら、依然として本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品（食品ロス※）が大量に発生している状況です。2017年度の推計では612万トン発生しており、約半分の328万トンは、食品関連事業者、残る284万トンは家庭からのものでした。食品ロス削減のためには、食品関連事業者の取組の推進と消費者の意識改革の両方について取り組む必要があると言えます。

我が国では、第四次循環型社会形成推進基本計画において、家庭から発生する食品ロス量を2030年度までに2000年度比で半減するとの目標を定めました。また、食品リサイクル法の基本方針において、食品関連事業者から発生する食品ロス量について、家庭から発生する食品ロス量と同じく、2030年度までに2000年度比で半減するとの目標を定めました。



出典：農林水産省、環境省

図 日本の食品ロスの大きさ

3 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

本計画は、胎内市環境基本条例第3条の基本理念を実現するため、同条例第8条の規定に基づいて定められ、名称を「第2次胎内市環境基本計画」とします。また、本計画は本市の環境の保全に関わる最も基本となる計画であり、「第2次胎内市総合計画」(2017年3月策定)の環境関連計画であるとともに、胎内市における個別計画や事業に対して、環境の保全に関する基本的な方向を示すものです。

(2) 計画の対象とする環境の範囲

対象とする環境としては、本市にとって最も根源的な“自然環境”、市民が日常生活や事業活動を営むうえで深い関りを有する“生活環境”、アメニティー(快適性)と関連深い“社会環境”、地球温暖化に象徴されるような“地球環境”の4分野を基本とします。

(3) 計画の対象地域

本計画は、胎内市全域を対象とします。ただし、大気・水環境や廃棄物等に関しては、隣接市町村及び隣県の現状や動向にも配慮するほか、地球環境に関しては、日本国内の現状及び国際情勢も視野に入れた計画とします。

(4) 計画の期間

本計画の期間は、2021年度から2030年度までの10年間とします。なお、計画期間中の経済社会情勢の変化や新たな環境問題に対して柔軟に対応するため、期間の中間年度(2025年度)において見直しを行い、必要に応じて計画を修正します。

